

## 青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、木造住宅の耐震診断に要する経費の一部を補助することにより、地震時における木造住宅の安全に対する意識の向上と耐震改修の促進を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### 2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」にもとづいて行う耐震診断をいう。
- (2) 診断機関 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」講習修了者で、一般社団法人東京都建築士事務所協会西多摩支部の会員であるものまたは東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成18年9月1日18都市建企第68号）第2第8号による登録を受け、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町もしくは檜原村の区域内に事務所を置く者をいう。
- (3) 軸組工法 木造住宅の建築工法のうち、土台、柱、はり、けた等により骨組みが構成されている建築工法をいう。

### 3 補助対象

補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、青梅市長（以下「市長」という。）が認める場合はこの限りでない。

- (1) 市内の軸組工法による木造2階建て以下の一戸建て住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているもので、賃貸を目的とする住宅を除く。）であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築されたものであること。

### 4 補助対象者

- (1) 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。ただし、青梅市空家等活用支援事業補助金交付要綱の補助を受ける場合は、ア、ウおよびエを除く。

ア 市内に住所を有する者

イ 補助対象住宅を所有する者。ただし、補助対象住宅の所有権が共有の場合は、共有者の全員によって合意された代表者とする。

ウ 補助対象住宅に自ら居住する者

エ 個人

オ 補助対象住宅の耐震診断を診断機関に依頼する者

(2) 前号に規定する補助対象者（共有の場合は、共有者全員）は、市に納付すべき市税および国民健康保険税（以下「市税等」という。）で、納期が到来している市税等を完納していなければならない。

## 5 補助金の交付額

補助金は、予算の範囲内において、耐震診断に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その総額が9万円を超えるときは9万円とする。

## 6 補助の限度

補助金の交付は、補助対象住宅1棟に対し1回限りとする。

## 7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断費用の見積書の写し

(2) 補助対象住宅であることが確認できる書類

(3) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

## 8 補助金の交付決定

市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）または青梅市木造住宅耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

## 9 耐震診断の実施

(1) 耐震診断の契約は、前項に規定する補助金の交付決定後に締結しな

ければならない。

(2) 耐震診断は、第11項の規定による補助金の交付が、第7項に規定する交付申請を行った日の属する年度の末日までに完了するよう、遅滞なく終了させなければならない。

#### 10 補助金の交付請求等

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、耐震診断が完了したときは、速やかに青梅市木造住宅耐震診断完了届（様式第4号）および青梅市木造住宅耐震診断補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、青梅市木造住宅耐震診断完了届には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震診断費用明細書または契約書の写し
- (3) 耐震診断費用の領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

#### 11 補助金の交付

市長は、前項に規定する請求があったときは、遅滞なくその内容を審査し、青梅市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するとともに、補助金を補助決定者に交付するものとする。

#### 12 交付決定の取消しまたは返還

市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付が決定されている補助金の全部または一部を取り消すことができる。なお、補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、青梅市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

#### 13 補助金の返還

市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる補助金がすでに交付されているときは、その全部または一部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

#### 14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

#### 15 実施期日等

- (1) この要綱は、平成23年4月1日に実施する。ただし、令和4年3月31日限り、その効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

#### 16 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成24年7月3日から実施する。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ次に掲げる日から適用する。
  - ア 第2項の改正規定（「財団法人を」「一般社団法人」に改める部分に限る。） 平成24年4月1日
  - イ 第2項第2号の改正規定（「社団法人」を「一般社団法人」に改める部分に限る。） 平成23年4月1日
- (2) この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。

様式第1号（第7項関係）

青梅市木造住宅耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話番号

青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱にもとづく補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助申請金額		円（診断費用予定額 円）		
建築物	所在地	青梅市		
	用途			
	所有形態			
	構造		規模	地上 階・地下 階
	面積	延べ床面積	㎡（うち住宅部分 ㎡）	
	建築年月		年 月	
	建築確認	有・無	年 月 日第	号
	検査済証	有・無	年 月 日第	号
耐震診断調査予定期間	調査開始		年 月 日（予定）	
	調査終了		年 月 日（予定）	
添付書類	1 耐震診断費用の見積書の写し 2 補助対象住宅の建築時期が確認できる書類 3 補助対象住宅の所有者が確認できる書類 4 その他（ ）			

なお、この申請に当たり、申請内容、税情報等について、調査および確認することに同意します。

（共有の場合は、連記して下さい。）

---

第 号  
年 月 日

様

青梅市長

青梅市木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震診断補助金については、  
下記のとおり交付することと決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

この金額は、耐震診断に要する経費のうち2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額）で、9万円を限度とします。

2 補助対象住宅

所在地 青梅市

3 補助金交付の条件

青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱の規定を遵守すること。

以上

様式第3号（第8項関係）

第 号  
年 月 日

様

青梅市長

青梅市木造住宅耐震診断補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震診断補助金については、  
下記の理由により交付しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 申請の住宅  
所在地 青梅市
- 2 不交付決定の理由

以上

様式第4号（第10項関係）

青梅市木造住宅耐震診断完了届

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で耐震診断補助金交付  
決定を受けた木造住宅の耐震診断が、下記のとおり完了したので関係書  
類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象住宅  
所在地 青梅市
- 2 耐震診断調査期間  
調査開始 年 月 日  
調査終了 年 月 日
- 3 耐震診断調査者  
調査者名  
住 所  
電話番号
- 4 添付書類
  - (1) 耐震診断結果報告書の写し
  - (2) 耐震診断費用明細書または契約書の写し
  - (3) 耐震診断費用の領収書の写し



様式第5号（第10項関係）

青梅市木造住宅耐震診断補助金交付請求書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第10項の規定にもとづき、下記のとおり耐震診断補助金を請求します。

記

1 請求金額

\_\_\_\_\_円

2 振込口座名

銀行  
金融機関名 \_\_\_\_\_ 信用金庫 \_\_\_\_\_ 支店  
信用組合 (普通・当座)  
農業協同組合  
口座番号 \_\_\_\_\_ 口座名義人 \_\_\_\_\_

様式第6号（第11項関係）

第 号  
年 月 日

様

青梅市長

青梅市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで耐震診断補助金交付請求のあった耐震  
診断補助金については、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助金額

円

2 補助金の交付方法

補助金交付請求書に記載されている口座に振り込みます。

以上

様式第7号（第12項関係）

第 号  
年 月 日

様

青梅市長

青梅市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書

青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第12項の規定にもとづき、  
下記のとおり補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、補助金の  
返還を命じます。

記

- 1 取消しの範囲
- 2 取消しの理由
- 3 返還額
- 4 返還期限

以 上